

平成17年度愛知県水防計画(案)について

1 愛知県水防計画の意義

洪水又は高潮による水害を防ぐには、河川改修工事などの治水事業と、出水による被害発生を最小限に食い止めるための水防活動が必要である。

この水防活動は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであり、出水時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確かつ迅速に行動できる体制をとらなければならない。

そのためには、第一に綿密な計画と十分な準備、第二に水防に必要な情報の迅速かつ的確な把握、第三に水防活動に必要な資材、器具及び施設の整備が必要である。

水防の第一次的責任は市町村等水防管理団体であるが、各水防管理団体においてより効率的な水防活動が行われるために、前述した三点を中心に県全体の統一的な計画として、県内の水防に係る事務に関する基本的な大綱を示す愛知県水防計画を作成するものである。

2 平成17年度愛知県水防計画の主要な見直し点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事や東海豪雨などで被災した箇所の災害復旧工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、調査により新たに重要水防箇所として追加された区間を改正して掲載した。

平成17年度重要水防箇所表

		平成17年度		平成16年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減	
		箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)
河川	国	443	173	414	172	50	10	79	11	29	1
	県	436	176	508	227	86	56	14	5	72	51
	市町村	161	104	165	105	4	2	0	1	4	1
	小計	1,040	453	1,087	504	140	68	93	17	47	51
	海岸	14	19	12	30	1	13	3	2	2	11
	ため池	221	15	223	16	15	2	13	1	2	1
	合計	1,275	487	1,322	550	156	83	109	20	47	63

(2) 市町村合併に伴う非指定水防管理団体の追加及び削除

平成17年4月1日の市町村合併に伴い、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町を非指定水防管理団体から削除した。

また、同日付の市町村合併に伴い、愛西市が制定されたため、非指定水防管理団体に愛西市を追加し、旧佐屋町、旧立田村、旧八開村及び旧佐織町を削除した。